

指令リ第40号

## 一般廃棄物処理業許可証

住 所 さいたま市浦和区常盤5丁目2番18号

氏 名 クリーンシステム 株式会社  
代表取締役社長 田 口 幸 隆  
(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり  
許可する。

平成30年4月1日

越谷市長 高 橋



営業所の所在地 及び名称	越谷市北越谷一丁目22番3号 107号 クリーンシステム 株式会社
取扱廃棄物の種 類	ごみ
収集運搬及び処 分の別	収集・運搬（保管・積み替えを除く）
営業区域	許可の条件のとおり
営業許可期間	平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

許可の条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び規則、東埼玉資源環境組合廃棄物処理手数料条例及び規則、その他関係法令を遵守すること。</li><li>2 業務実績報告書については、毎月10日までに前月分を市長に報告すること。</li><li>3 許可申請事項に変更が生じた場合は、その事実の生じた日から10日以内に許可申請事項変更届を提出すること。</li><li>4 許可車両の保管場所は、さいたま市岩槻区古ヶ場2-10-2とする。</li><li>5 許可車両には、産業廃棄物は一切積載しないこと。</li><li>6 処分先について<p>可燃物は、東埼玉資源環境組合とする。 不燃物は、越谷市リサイクルプラザとする。 食品循環資源は、株式会社イル・クリーンテック寄居工場（寄居町三ヶ山328番地）とする。</p></li><li>7 営業区域について<p>(ごみ) 越谷市内全域</p></li><li>8 上記の許可条件に違反が認められた場合、許可の取消しを行う。</li></ol>
-------	---